

第1編 計画の基本的事項

I. 計画の概要

1. 計画の目的

宇和島市西部沿岸、三浦半島北側中央部の水荷浦地区には、昔ながらの段畑の景観が現在も残されている。段畑の景観は、本地域の生業が反映された極めて貴重な景観であり、その重要性を鑑み適切に保全していくことが必要である。本計画は、段畑を中心とした本地域の景観を後世へと継承するため、景観形成の基本的な方向性を示すものである。

2. 計画対象地域

本計画は、宇和島市西部沿岸、三浦半島北側中央部の遊子地区最北部にあたる「水荷浦」を対象とする。

遊子地区は、古くは遊子村という一つの村であった。旧遊子村の集落は、やのうら 矢野浦、あけごえ 明越、こやのうら 小矢野浦、あまぎき 甘崎、ばん 番匠、うおどまり 魚泊、みずがうら 水荷浦、つのうら 津野浦の8つ、「八浦」と称されており、水荷浦はこの八浦の最北部に位置している。

3. 計画の位置付け

本計画は、景観法に基づく景観計画として策定する。

策定にあたっては宇和島市のこれまでの景観関連施策、及び平成17年度に検討された「宇和島の段々畑保存・活用計画」を踏まえるとともに、「第四次宇和島市長期総合計画」や他の関連計画との整合を十分に図り、本市のまちづくりの一環として検討を行った。

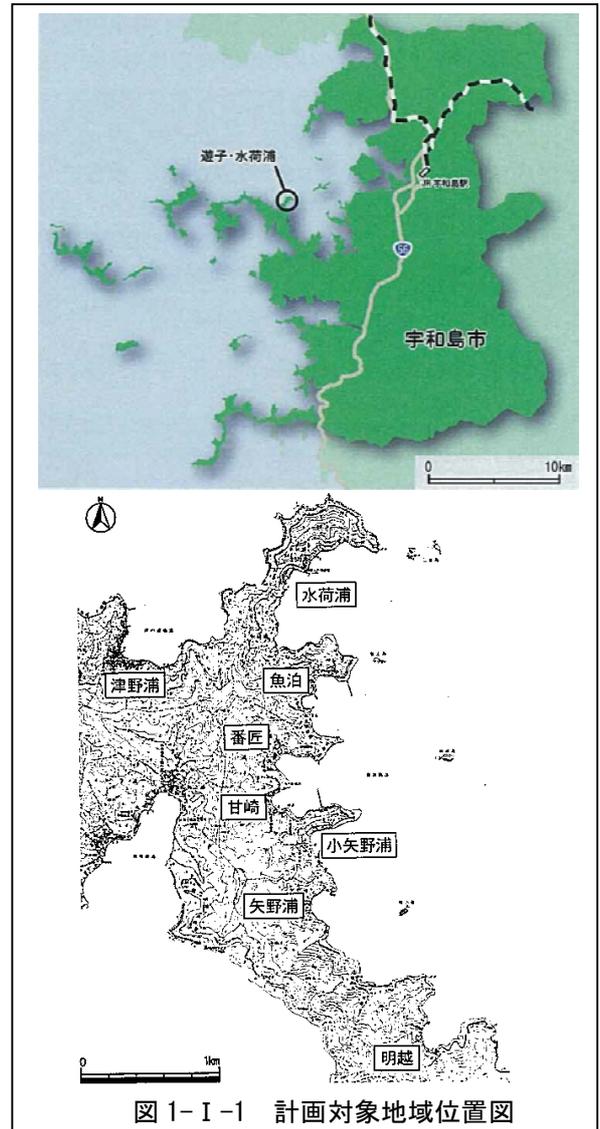


図 1-I-1 計画対象地域位置図

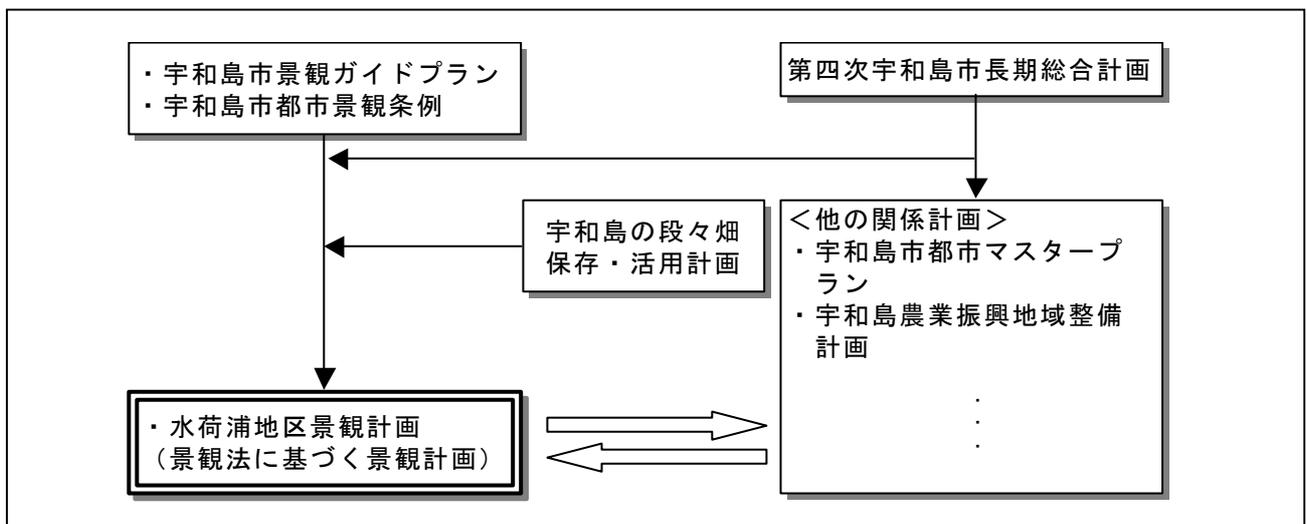


図 1-I-2 計画の位置付け

4. 計画策定の手順

計画の策定は、以下のフローに基づき実施した。

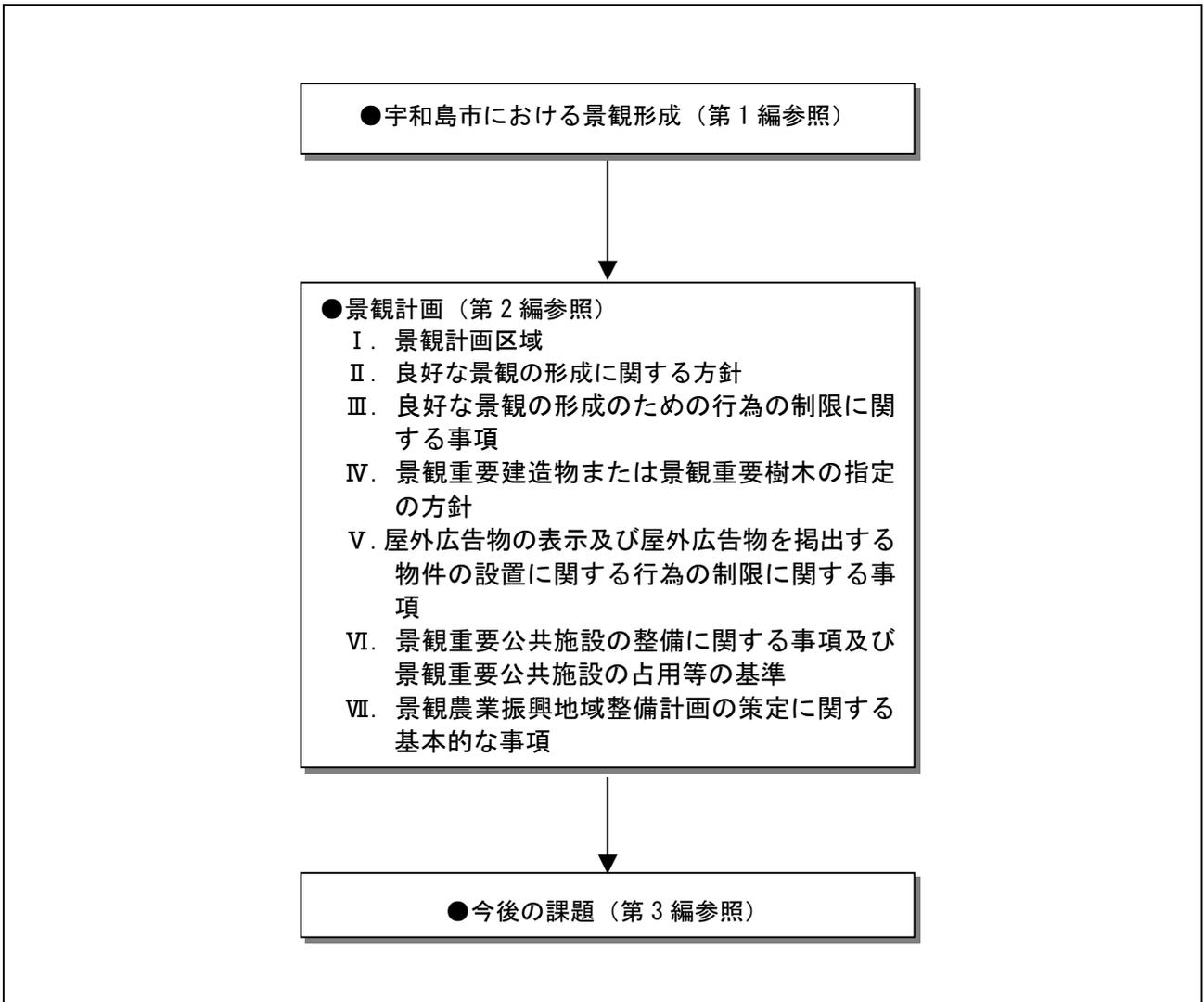


図 1-I-3 計画検討フロー図

Ⅱ. 宇和島市における景観形成

1. これまでの景観関連施策

本市では、これまでに以下のような景観に関連する施策が実施されている。

(1) 宇和島市景観ガイドプラン（平成7年12月策定）

本ガイドプランは、本市の都市景観の形成を総合的・計画的に進めるため、行政、市民、企業が一体となって取り組む基本的な方向性を示したものである。

本プランでは、上記の目的を踏まえ、本市が目指す景観の将来像、景観づくりの基本条件等が示されている。

<宇和島市が目指す景観の将来像>

- ①生活環境の「うるおい」を感じるまち
- ②歴史が「いきる」まち
- ③高い文化の「風格」をかもしだすまち
- ④豊かな自然との「調和」景観
- ⑤活力ある「新しい顔」のあるまち

<宇和島市の景観づくりの基本条件>

- ①宇和島市のシンボルとしての城山（宇和島城）を大切にする
- ②平地が少ない市街地の地形条件を活かす
- ③ふれあいのあるアメニティ豊かな居住景観の形成
- ④周りを山と海で囲まれた変化のある自然的景観を活かす
- ⑤新しく生まれかわる都市景観に着目する

本プランでは、景観形成の方向性を示すために、中心市街地を対象に景観の構造を分析（面、線、点により分析）し、また市全域を対象に景観を類型化（田園集落景観、緑地景観等）して、それぞれの景観形成基本方針を定めている。

遊子地区は、これら景観類型の中で、「水辺景観」として位置付けられており、以下の方針に従い景観形成を実施することとなっている。

<「水辺景観」の基本方針>

- 全国的に著名なりアス式海岸線の保全と、水際を活かした景観の整備を図る。
- 海・川と丘陵・山麓部が一体となった水辺景観の保全・育成に努める。
- 親水護岸の整備を図り、緑を活かした周辺の緑化を推進する。
- 自然河道と堤防（工作物等）が調和した親しみのある美しい水辺空間として景観の形成に努める。
- 水辺空間を市民に開かれたオープンスペースとして整備し、そこからの海・山・まちなみ等の眺望景観の確保に努める。

(2) 宇和島市都市景観条例（平成8年1月施行）

本条例は、「自然と調和し、潤いと活力ある都市景観を守り、育て、創造することに関し、必要な事項を定めることにより、親しみと愛着と誇りをもてる美しいまちづくりを推進し、もって住環境及び市民文化の向上に資すること」を目的に制定され、以下の項目について定めている。

<宇和島市都市景観条例の内容>

○第1章 総則

目的、定義、市長の責務、市民及び事業者の責務、財産権の尊重等、都市景観形成基本計画の策定

○第2章 都市景観形成地区

都市景観形成地区の指定、都市景観形成基準、景観形成地区内の行為の届出、地区基準の遵守、助言及び指導、空き地の管理に関する要請

○第3章 大規模建築物等

大規模建築物等の新築等の届出、助言及び指導

○第4章 都市景観建築物等

都市景観建築物等の指定、指定の解除、現状変更等の届出、助言及び指導

○第5章 水辺、緑及び歴史文化の景観形成

水辺の景観形成、緑の景観形成、歴史文化の景観形成

○第6章 都市景観市民団体

都市景観市民団体の認定

○第7章 表彰

表彰

○第8章 都市景観審議会

都市景観審議会の設置

○第9章 雑則

委任、施行期日、経過措置

本条例では、重点的に都市景観の形成を図る必要があると認める地区を、都市景観形成地区として指定することとしており、指定した際には、以下のうち必要な事項を定めることとしている。

- (1) 建築物の規模、敷地内における位置、色彩及び形態
- (2) 工作物の規模、位置、色彩及び形態
- (3) 広告物の規模、位置、数量、色彩、形態及び表示方法
- (4) 土地の形質
- (5) 木竹の態様
- (6) その他市長が必要と認める事項

2. これからの展開について

本市では、これまでの景観に関連する施策を踏まえ、今後も景観形成に取り組んでいくものとするが、平成 17 年度に吉田町、三間町、津島町との市町合併が終わったばかりであり、また国としての景観施策の新たな枠組みである景観法を踏まえた今後の展開についても、現在のところ、本市の景観施策の展開方針が十分に定まっていないところである。

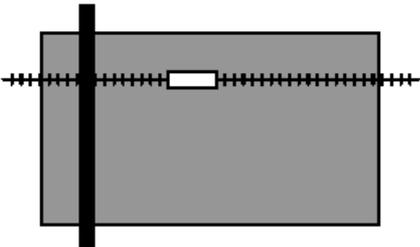
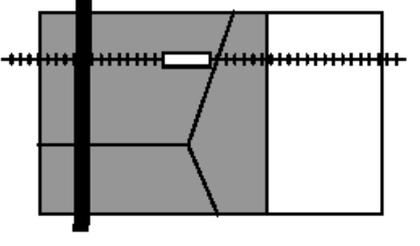
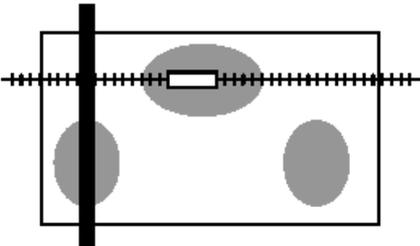
そこで、本市では、最初から市全域を対象に景観計画の検討をするのではなく、市域の中でも重要度が高く、検討が急がれる地域を対象に検討を進めることとし、重要な地域の検討を進めながら、その成果を踏まえた上で全市的な検討を進めていくものとする。

＜景観法に基づく本市の展開方針＞

重要地域の検討を先行的に実施しながら段階的に検討を推進

(参考)

＜景観計画区域の設定パターン＞

<p>パターン 1：行政区全域を区域に設定</p> <p>すでに景観条例を策定している市町では、市町全域を条例対象として景観誘導しているケースが多いものと考えられる。既に景観に関する基本的な考え方が示され、景観条例を景観計画に移行する場合等においては、市町全域を対象に景観計画を策定することが考えられる。</p>	
<p>パターン 2：行政区等をエリア分けして設定</p> <p>市町全域ではなく、地域特性や景観特性に応じたエリアを限定（複数エリアも可）して景観計画を策定するパターンである。</p>	
<p>パターン 3：一部の区域を限定して設定</p> <p>行政区のなかで、特に積極的に景観形成や規制誘導を図る区域を限定して景観計画を策定する場合が想定され、「すぐに動き出すことができる」という点で有効な区域パターンと考えられる。</p> <p>パターン 2 との違いは、景観計画区域となるエリアが分離・独立している点である。</p>	

(出典：「えひめ景観計画策定ガイドライン」平成 17 年 11 月 愛媛県)